

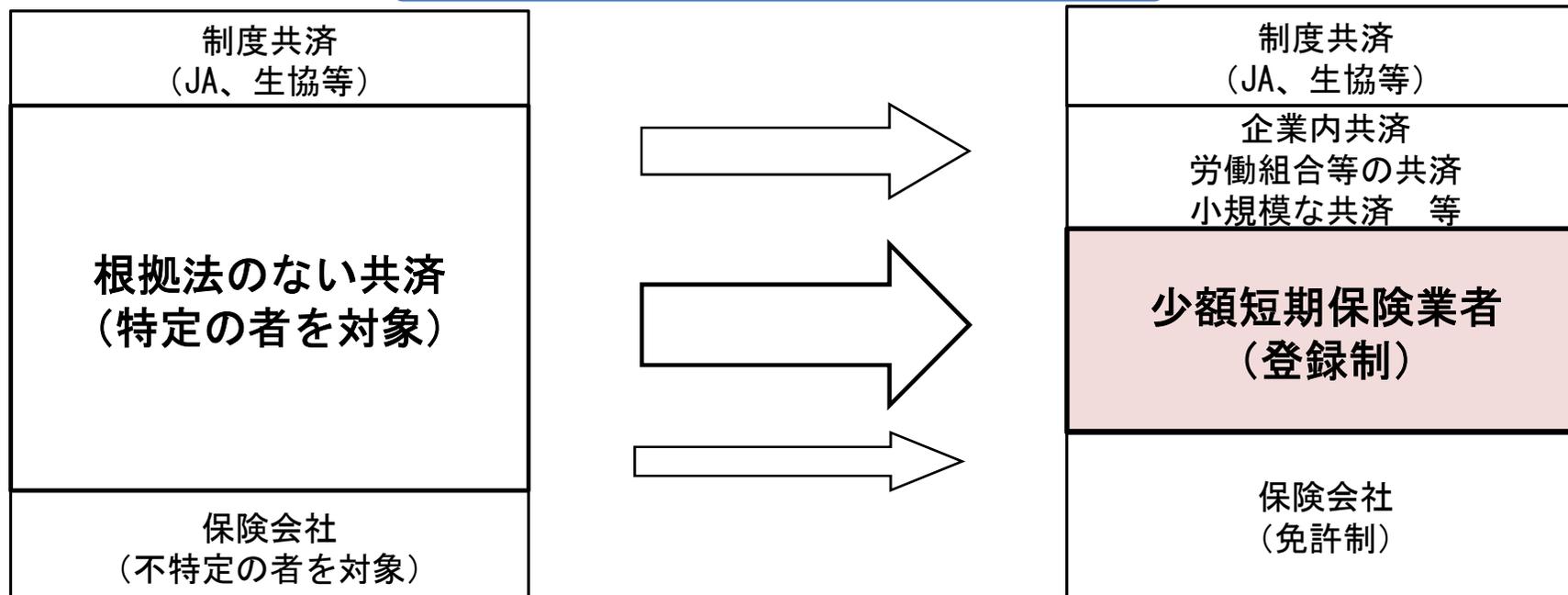
# 説明資料

平成29年 9 月 1 日  
金融庁総務企画局

# 少額短期保険業制度導入の経緯

- 平成17年改正前の保険業法は不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業を対象とし、特定の者に対して保険業類似の事業を行う任意団体等については、監督法令がなかった（JA共済、CO・OP共済等の制度共済は別途の規制あり）。
- 根拠法のない共済の規模や形態の多様化が進み、伝統的な共済と異なるものが増加。こうした中、契約者保護等の観点から問題との指摘がなされた。
  - ⇒ 平成17年改正保険業法（18年4月施行）において、保険業法の適用範囲を見直し、
    - ・ 特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業にも、原則として保険業法を適用
    - ・ 事業規模が小さく、引き受ける保険が少額かつ短期のものについて、新たな規制の枠組み（＝少額短期保険業）を創設
    - ・ 既存の事業者には経過措置を規定

## 少額短期保険業制度の導入



# 少額短期保険業者に対する規制の概要

	少額短期保険業者	保険会社
参入要件	登録制	免許制
最低資本金等	1,000万円	10億円
生損兼営	生保・損保商品の両者の引受け可能(兼営可)	生保・損保商品の両者の引受け不可(兼営不可)
商品審査	届出	認可(一部届出)
保険計理人の要件	・アクチュアリー会の正会員であって保険数理業務に3年以上従事する者 ・アクチュアリー会準会員であって保険数理業務に5年以上従事する者	アクチュアリー会の正会員であって保険数理業務に7年以上従事する者
外部監査	資本金3億円以上は必置	必置
セーフティネット(契約者保護機構への加入)	非対象(注)	対象
事業規模	年間收受保険料50億円以下	制限なし
保険金額の上限(本則)	死亡保険:300万円 傷害死亡保険:600万円 医療保険:80万円 損害保険:1,000万円	制限なし
保険期間の上限	生命保険:1年 損害保険:2年	制限なし
運用資産の範囲	安全資産(預金、国債等)に限定	原則制限なし

(注) 少額短期保険業者は、1000万円に加えて前年度の年間收受保険料の5%の供託を行う必要。また、普通約款の中で、自然災害により巨額の損失を被った場合等における保険料の増額又は保険金の削減に関する事項を定める必要。

5. 既存の事業者についての対応

(2) 移行期間終了後の規制の枠組み

① 基本的枠組み

既存の共済事業者で事業を継続する者は、上述の移行期間が終了するまでの間に、少額短期保障事業者又は保険会社として事業を行うための登録、免許等を受ける必要がある。その後は取扱い商品の内容に応じて、商品内容の確認、一定の基準に基づいた責任準備金の積立等及び財務状況の開示、資産運用規制、財務規制、保証金の供託を含めた契約者などの保護のための仕組みが適用される。また、募集規制についても、募集人登録を要件とすることなどにより、保険募集を行う者の適格性の一層の確保が図られる。

② 激変緩和措置

移行期間終了後の規制の基本的枠組みは上述のとおりであるが、規制の枠組みが大きく変更されることを踏まえ、移行期間終了後も更に、以下のような激変緩和措置を設け、円滑な移行に一層配意することが考えられる。(略)

(ウ) 再保険等によるリスク移転について

(a) 再保険等によるリスク移転に係る時限措置

(略) 既存の事業者についての特例として、一定の期間(例えば5年程度)に限り、保険金が高額でないものに限った上で、再保険等により保険会社にリスク移転が行われる場合は、少額給付の範囲を超える保障についても少額短期保障事業者と同様の規制の枠組みの中で業務を行えることとする時限措置を設けることが適当である。(略)

# 少額短期保険業者に対する経過措置の概要

制度導入時(平成18年4月1日～25年3月31日)

平成18年4月1日時点で共済事業を行っていた少額短期保険業者が引受可能な保険の上限金額については、激変緩和のため、25年3月までの時限措置として、いずれも被保険者1人あたり本則の5倍(医療保険は3倍)とする経過措置が認められていた。

保険種類	本則	経過措置
死亡	300万円	1,500万円
傷害死亡	600万円	3,000万円
医療	80万円	240万円
損害保険・低発生率保険	1,000万円	5,000万円
総枠限度(注)	1,000万円	5,000万円

(注)別枠となっている低発生率保険を除いた合計額

平成24年保険業法改正後(25年4月1日～)

既契約(25年3月31日時点で締結されていた契約。その後更新等が行われたものも含む)に関しては、被保険者1人あたり、従来通り本則の5倍(医療保険は3倍)、新規契約に関しては、本則の3倍(医療保険は2倍)として、経過措置を5年(30年3月まで)延長。

保険種類	本則	経過措置 (既契約)	経過措置 (新規契約)
死亡	300万円	1,500万円	900万円
傷害死亡	600万円	3,000万円	1,800万円
医療	80万円	240万円	160万円
損害保険・低発生率保険	1,000万円	5,000万円	3,000万円
総枠限度(注)	1,000万円	5,000万円	3,000万円

(注)別枠となっている低発生率保険を除いた合計額